（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	400,000,000円	101.99円
〃	第25回	100,000,000円	107.64円
〃	第25回	100,000,000円	107.68円
〃	第26回	100,000,000円	105.74円
〃	第26回	100,000,000円	105.78円
〃	第27回	7,500,000,000円	103.98円
〃	第28回	2,000,000,000円	103.40円
〃	第28回	900,000,000円	103.65円
〃	第28回	1,800,000,000円	103.94円
〃	第29回	5,600,000,000円	101.98円
〃	第29回	500,000,000円	102.38円
〃	第29回	1,000,000,000円	102.49円
合計		20,100,000,000円	

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　北海道札幌市手稲区手稲金山一四七の一地先・一四七の一・一四九の一・一五〇の一・一七三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一四八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

手稲区手稲金山一七三の一（次の図に示す部分に限る。）、一四七の一地先、一四七の一、一四八、一四九の一、一五〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　北海道上川郡愛別町字豊里三一〇の一・三一〇の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び愛別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野字中須八四七八の一、八四七九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町宮田字水洞口一九六三の一、一九六四の一、一九六五の一、一九六六の一、一九六七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町小那比字桑ケ島六八七九の一・六八八〇の一・六八八一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小川樅ノ木山字堂ノ向九四五の一から九四五の三まで、四二七五、字日浦山一一〇〇、四四五四、四四五六

二　指定の目的　水源の涵養